

○運輸委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	院議決	衆議院	衆議院	備考
87	船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	衆	四一	（予） 四一	可 決	可 決	四一 （予）	可 決 可 決	
86	特定外航船舶解撤促進臨時措置法案	衆	四一	五二三	可 決	可 決	四一	可 決 可 決	
79	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	三五	三五	可 決	可 決	（予） 三五	可 決 可 決	
48	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	衆	二五	（予） 三七	可 決	可 決	二五	可 決 可 決	
39	特定都市鉄道整備促進特別措置法案	衆	二八	（予） 三七	可 決	可 決	二八	可 決 可 決	
21	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	二二	（予） 二二	可 決	可 決	二二 交通安全 対策特委	可 決 可 決	
20	日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	衆	六一、二二三	六一、五七	可 決	可 決	六一、四一	可 決 可 決	衆本会議趣旨説明 六一、四一 参本会議趣旨説明 五七

運輸

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日	出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
1	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	小柳勇君 外三名 (六、三二五)	六、三二七		付 六、三二五 了	付 六、三二七 (予)	

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十年  
 一度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣  
 法第二〇号）

要旨

本案は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営  
 する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条に規定す  
 る日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営する事業  
 の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、国鉄の  
 長期債務に係る負担の軽減及び職員の退職の促進を図るた  
 めの特別措置を定めようとするものであつて、その主な内  
 容は次のとおりである。

一、政府は、国鉄が資金運用部から貸し付けを受けた資金に  
 係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務  
 五兆五九九億円等を昭和六十二年三月三十一日において  
 一般会計に承継させることとし、一般会計はその特定債  
 務の額に相当する額の長期資金を国鉄に対し無利子で貸  
 し付けたものとする。

二、政府は、現在一般会計が国鉄に貸し付けている一定の  
 無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について特  
 約をすることができる。

三、国鉄職員の著しく過剰な状態を緊急に解消するため、  
 国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、  
 認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、

その者に対し俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月分相当額の特別給付金を支給すること。

四、前記三の退職希望職員の認定は、昭和六十一年度末に五十五歳以上となる者、退職を前提とした退職者等については行わないこととするほか、特別給付金については、自己都合による退職者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、国家公務員等の公的部門の職員となつた者には支給しないこと。

五、国は、退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をすること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国鉄の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽

減及び国鉄職員の退職の促進を図ろうとするものであります。その主な内容は、第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について必要な措置を講ずること。第二に、国鉄職員の退職の促進を図るため、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対し、基準内賃金の十カ月分相当額の特別給付金を支給する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党安恒理事より反対、自由民主党・自由国民会議吉村理事より賛成、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る、退職希望職員に対する特別給付金の給付、再就職の確保等に一層配慮することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

##### 要旨

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、立体交差化等による踏切道の改良措置を講ずる期間を昭和五十六年度以降の五カ年間から昭和六十一年度以降の五カ年間に改め、引き続きその改良措置を実施しようとするものである。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改

正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和六十一年度以降五カ年間において踏切道の改良措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 特定都市鉄道整備促進特別措置法案（閣法第三九号）

##### 要旨

本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対応して、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、特定都市鉄道整備積立金制度の創設その他工事の実施に伴う鉄道事業者及び鉄道利用者の負担を長期にわたり平準化

するための特別の措置を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道事業者は、期間十年以内の複々線化工事等を内容とする特定都市鉄道整備事業計画（以下「整備事業計画」という）を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。

二、整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者（以下「認定事業者」という）は、計画の期間内に旅客運送収入の一定割合の金額を特定都市鉄道整備積立金（以下「積立金」という）として運輸大臣が指定する法人に積み立てるとともに、取り戻した当該積立金は工事費の支出に充てなければならぬものとする。

三、運輸大臣は、認定事業者の整備事業計画の計画期間及び同期間終了後に係る運賃について認可を行うときは、当該積立金が旅客運送収入により確保できるよう、また、その資金が運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和されるよう配慮するものとする。

四、二の積立金の額に相当する金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てた場合は、税制上の特別の措置を講ずるものとする。

五、その他整備事業計画の認定の取り消し、施行日等に関し所要の規定を設けるものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定都市鉄道整備促進特別措置法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対応して、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、特定都市鉄道整備積立金制度を創設すること等により工事の実施に伴う鉄道事業者及び利用者の負担を平準化するための特別の措置を講じようとするもので、その主なる内容は、第一に、鉄道事業者は、期間十年以内の複々線化工事等を内容とする整備事業計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができること。第二に、計画の認定を受けた鉄道事業者は、計画期間内において、旅客運送収入の一定割合の金額を非課税として指定法人に積み立てるとともに、取り戻した当該積立金は工事費の支出に充てなければならないこと。第三に、運輸大臣は、工事の実施に伴う鉄道事業者の運賃について認可を行うときは、当該積立金が旅客運送収入に

より確保されるよう、また、計画期間終了後にその資金が運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和されるようにそれぞれ配慮すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、次いで採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党派共同提案に係るいわゆる上乗せ運賃についての認可・実施に際しては、利用の実態等に十分配慮し、鉄道利用者の負担が適正なものとなるよう定めることなど四項目を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

## 要旨

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引

き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものである。

## 委員長報告

ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものであります。委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更があつたこと及び同議定書の一部が改正されたことに伴い、同議定書を実施するため昭和五十八年に制定され、段階的に施行することとされている海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律について、その一部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施行するため第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこととする。

二、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととする。

三、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の通報に関する改正規定の施行

期日を変更することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更及び同議定書の一部改正に伴い、同議定書を実施するため昭和五十八年に制定され、段階的に施行することとされている海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律について、その一部を改正しようとするもので、その主な内容は、第一に、第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施行するため第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこととする。第二に、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととする。第三に、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の

通報に関する改正規定の施行期日を変更することとする  
とであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願  
います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案  
は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定い  
しました。

以上、御報告申し上げます。

#### 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（閣法第八六号）

#### 要旨

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に  
かんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化し  
ている特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に  
講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおり  
である。

一、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための解  
撤促進基本指針を定めなければならないものとする  
もに、特定海運事業者は、解撤促進基本指針に定めると

ころに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなけ  
ればならないものとする。

二、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、  
運輸大臣の認定を受けることができるものとする。

三、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特  
定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借りに係る  
債務の保証業務を行うものとする。

四、特定海運事業者及び国は、解撤が行われる特定外航船  
舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力す  
るものとする。

五、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を行っていない特定  
海運事業者に対し、解撤を行うべき旨の勧告をすること  
ができるものとする。

六、本法律は、三年間の限時法とするものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定外航船舶解撤促進臨時措  
置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び  
結果を御報告申し上げます。

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に



かんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化している特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講じようとするもので、その主な内容は、第一に、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針を定めなければならないものとともに、特定海運事業者は、基本指針に定めるところに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならないものとする。第二に、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。第三に、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借り入れに係る債務の保証業務を行うものとする。第四に、特定海運事業者及び外国は、解撤が行われる特定外航船舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力するものとする。等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上、御報告申し上げます。